

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
幹事会（第11回）

日 時：12月23日（金）16:30～17:00

場 所：法務省1階会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配布資料

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
（令和4年12月23日）

国の利害に関係のある争訟等への
対応に関する関係府省庁連絡会議

令和4年12月23日

訴訟について

➤ 訴訟において適切に対応するためには

⇒ 行政庁と訟務局が連携を強化し、
行政の制度等につき的確・迅速な主張立証
を行う必要

予防司法支援制度について

- 国を当事者とする訴訟が一旦起これば、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



避けられる訴訟の発生を的確に予防し、
国民や国の機関への負担をできる限り回避

予防司法支援制度